

平成26年度新居浜市人権尊重のまちづくり審議会会議録

- 1 日 時 平成27年3月30日（月）10時00分から11時30分まで
- 2 場 所 新居浜市役所 4階 41会議室
- 3 出席者 13名
太田嘉一委員、篠原茂委員、沖則文委員、大西清太郎委員、
越智千鶴子委員、菅敏子委員、神野つやみ委員、原寿也委員、
眞鍋慶子委員、山田ミワ子委員、可児正紀委員、横井良枝委員、
関福生委員
欠席者7名
長野美和子委員、藤原雅彦委員、伊藤孝嗣委員、神野隆義委員、
関種夫委員、山田初代委員、羽田雅晴委員
事務局 人権擁護課長 武方弘行
人権擁護課副課長 伊藤直美

4 傍聴者 なし

5 協議題

- (1) 会長、副会長の選出
- (2) 平成26年度事業報告
- (3) 第10次人権に関する意識調査について
 - (ア) 結果報告
 - (イ) 協議
- (4) その他

事務局

皆さんおはようございます。定刻がまいりましたので、ただ今から、平成26年度「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。

私は当審議会の事務局であります人権擁護課長の武方でございます。当審議会の会長が選任されますまで、会の進行を努めさせていただきますのでよろしくお願ひします。

まず、会議の公開につきましては、「新居浜市審議会の公開に関する要綱第3条」により原則公開することとなっておりますことから、傍聴を認め、会議録を公開することといたしておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

ただし、今後、審議の内容によっては、審議会の長が審議会に諮り、非公開とする場合もございます。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

まず、開会にあたりまして、市民部長関からご挨拶を申し上げます。

部長

【開会挨拶】

本日は、委員の皆様には、公私にわたって大変お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

本日は、委員の皆様には、公私にわたってお忙しい中年度末を迎え大変お忙しい中、「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素から本市の市政の推進につきまして、格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを、厚くお礼を申し上げます。

さて、「人権の世紀」と呼ばれまして、この21世紀に入って、もう既に15年が経過いたしております。しかしながら、未だいじめや体罰、あるいは児童虐待、そういった子どもをめぐる悲惨な事件が後を絶ちません。そのほかにもインターネットという仮想空間の中でいろいろな誹謗中傷が起こったり、プライバシーの侵害がずっと続いております。また、特定の外国人を排斥する差別的な言動、ヘイトスピーチ、そういったものもまだ残っております。そういうふうな人権を取り巻く厳しい環境でございます。

また、たぶん明日か明後日、渋谷区のほうでは同性間のカップルを結婚に相当する関係と認める。そして証明書を発行する、そういうふうな世の中の動きもございます。様々な意味で人権を取り巻く環境が大きく変わってきていると考えます。

本市では、平成25年度にこの審議会におきまして、皆さんから頂いた貴重な意見を参考にさせていただいて、新居浜市人権施策基本方針の改訂を行いました。それに従って現在、人権教育・人権啓発に取り組んでいるわけでございますけれども、しかしながら、従来からの事業の枠を超える取り組みはなかなか進んでいないのが現状でございます。従来のお茶懇であったり、地区懇であったり、そういったものに依存する今のスタイル、それだけでは本当の意味での人権啓発に繋がっていかない状況にあると認識いたしております。その意味で、それをいかに打ち破っていくか、それがこの審議会に課せられた任務であると思っております。

本日は、このあと本市の平成26年度、取り組んできました人権施策についてご報告をさせていただき、あるいは皆様方にも既にお配りかと思いますが、このような意識調査の結果をご報告をさせていただきまして、これから先の新居浜市の人権施策のあり方を審議して参りたいと考えております。本当に忌憚のない意見を出していただきまして、新居浜市の人権施策が充実し、皆が本当にあたたかい心で繋がっていけるまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日の会議は、新たな任期により、委員の皆様にご委嘱をさせていただいてから、初めての開催となります。

本来でございましたら、委員の皆様へ、お一人お一人に対しまして、市長から委嘱状をお渡しするところでございますが、委員の任期の関係上、委嘱が平成26年9月3日からとなっておりますことから、あらかじめ委員の皆様へ委嘱状を郵送させていただきましたのでご了承ください。

なお、委員の任期につきましては、平成26年9月3日から2年間となっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議でございますが「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則第5条第2項」で、会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないこととなっております。本日は、委員総数20名に対しまして、13名の出席となっております、過半数に達していることをご報告いたします。

次に、この審議会につきましては、平成19年3月に制定されました「新居浜市人権尊重のまちづくり条例第10条」に基づきまして設置された会議でございます。

審議会の役割として、市長の諮問に応じ、条例第8条第1項に規定する人権施策に関する基本方針の策定にあたり、委員の皆様からご意見をお聴きすることとなっております。

人権施策基本方針につきましては、人権施策を効果的、総合的に推進するため、平成21年3月に策定し、5年後の平成26年3月に改訂を行ったところでございますが、基本方針の策定、及び改訂に際しましては、この審議会において委員の皆様から貴重なご意見をいただき、多大なご尽力をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

また、人権施策の推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べるができることとなっております。

本日の議題にもなっておりますが、人権施策に関する事業及び人権に関する意識調査等について、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の会議の開催の予定につきましては、平成25年度は基本方針の見直しということで、年間5回の開催をさせていただきました。来年度以降ですが、年1回、もしくは年2回程度の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日が初めての会議となりますので、ご出席の委員の皆さんに簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。お手元に審議会委員さんの名簿をお配りしておりますのでご覧いただけたらと思います。それではよろしくお願いいたします。

【委員自己紹介】

事務局

どうもありがとうございました。

それでは、早速、議題に入りたいと思います。

まず、会長・副会長の選出についてでございます。

当審議会規則第4条第2項に「会長及び副会長は、委員の互選により定める」こととなっておりますが、いかがいたしましょうか？

委員

会長を愛媛県人権対策協議会の原寿也さんをお願いしたい、副会長を新居浜市社会福祉協議会の越智千鶴子さんをお願いしたいと思います。

事務局

先ほど委員から会長に、原寿也様、副会長に越智千鶴子様というご意見がございましたが、いかがでしょうか。

委員

『異議なし。』の声により、『拍手』

事務局

それでは原寿也委員さんに会長を、越智千鶴子委員さんに副会長をお願いしたいとおもうます。恐れ入りますが、お二方には前の席の方へ移動をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行を会長へお願いしたいと思います。

原会長、よろしく申し上げます

会長

改めまして、こんにちは。只今ご推薦をいただき、皆様方のご承認をいただきました原寿也でございます。委員の皆様のご協力をいただき、会議を円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議題（2）平成26年度事業報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【資料1を説明】

会長

ただ今、事務局から説明のありました、平成26年度事業報告につきましてご意見やご質問等はありませんか？

委員

施設関係で質問します。

瀬戸会館と大島教育集会所、これは築何年ぐらいのものですか。

事務局

瀬戸会館は新築したのは、昭和49年3月、そして一部増築が昭和56年3月となっております。また、平成24年に大規模改修を行いました。大島教育集会所につきましては、平成3年3月の新築となっております。

会長

他にご意見やご質問等はありませんか？

次に、議題（３）第１０次人権に関する意識調査について（ア）の結果報告を事務局から説明をお願いします

事務局

【資料２を説明】

会長

引き続き、（イ）の協議に移らせていただきます。ただ今、事務局から報告のありました内容について、意見やご質問等はありませんか？

事務局

先程私どもの方で１年間実施いたしました事業を紹介させていただきました。また、昨年度、人権に関する意識調査をさせていただきました。最初に部長の方からも挨拶の中でお話させていただきましたが、私どものいろいろ実施しています事業で、お茶の間人権同和教育懇談会が３０年以上、人権啓発劇ハートフル新居浜についても約２０年になります。また、学校における校区別人権同和教育懇談会も長い間やっておりますが、なかなか、参加者が増えないという状況が現在もあります。そういったことについて、現在、新居浜市で実施している事業について、いろいろご意見がございましたら伺いたいと思うのですが、委員さんの中にも、私どもが実施している事業に参加していただいている方もおいでますが、いかがでしょうか。

委員

ハートフル新居浜は祭りにしているが、祭りが良いのか、土日が良いのか、どっちにするのが良いのか。

事務局

最近、２月１１日にずっと実施しております。以前は他の日曜日に実施していたこともあります、丁度１１日が人権のつどい日ということと、人権啓発劇の練習とか考えますと、年度初めからすぐにできないこともあり、練習の期間を含みますとどうしても年度末になってしましまして、現在は、２月１１日の人権のつどい日に計画して実施しております。

このハートフル新居浜についても、先程言いましたように、始めまして約２０年近くになりますが、最初は、市の職員、学校の教職員、そして市民の方が参加し、ボランティアで、人権啓発劇のキャストになって出ただいたり、スタッフとして応援していただいたりしていましたが、残念ながら、学校の先生方や市の職員も忙しくて関わっていただく方が少なくなり、ここ何年かは市内の劇団にお願いしまして、あと数名市民の方にキャストとして参加していただいたり、ここ何年かは高校生にも参加していただいているのですが、今後続けていくのが非常に難しいような状況にはなっております。

委員

私ももう長いこと子どもも育ってちょっと離れていましたけど、同和問題についてどういような差別があるのか、お聞きしたいと思うのですが。

私は障がい者に関わっているんで、障がい者に対する差別というのは感じていますが、同和問題の差別というのがどういうところにあるのかわからない。

事務局

国の世論調査で、同和問題に関する人権問題でどんなことがありますかということで、結婚問題で周囲の反対を受けることっていうのが、37.3%ありました。あと身元調査をされること27.8%、差別的な言動をされること24.9%、就職・職場で不利な扱いを受けること23.2%、インターネットを利用して、差別的な情報が掲載されること15.0%、差別的な落書きをされること7.6%。などとなっています。

新居浜市におきましても、結婚問題で周囲の反対を受けるとか、賤称語を使って差別的な言動をされたり、賤称語を使った差別的な落書きといった事象はあります。

委員

どなたがそういう差別される状況があるとわかるわけですか。

今は地域も平等でいろいろ取り組んでいらっしゃるんで、そんなにわからないと思いますが。

事務局

同和対策事業につきましては、地域を指定していろいろな事業が行われました。その時には同和地区がどこかというようなことがわかったかと思いますが、今、特別対策事業も終了しまして、一般施策の中で必要に応じていろいろな事業をやっています。だから、どこが同和地区か、誰が被差別の立場にある方だとかわからないと思いますが、過去の状況から、あそこは同和地区だったとか、あの人は被差別の立場にある方だとか、そういうことを言われるようです。

委員

はい、わかりました。

会長

ほかに質問やご意見ございませんでしょうか

委員

この調査ですけど、回答率が44%というのはすごく少ないような気がしますけど、これはどういうところからこんなに少ないのですか。

事務局

県内の他の市町でも40%前後のところもあります。先だって他の市町で40%切っているところでは、人権問題に関する関心が低いのではといった話もありました。

委員

私達が、こういうふうに勉強しようとか、そういうふうに携わる人はわかりますけれ

ども、もう本当に一般市民というのはもう関係ないというのか、そんなの関心持たないというのが一番ネックじゃないかなと思います。だから、お茶の間人権教育懇談会とかよくしてらっしゃるようですけれども、一般にはまだ、あまり行き渡ってないと思います。だから、こういうふうにお聞きすると、こういう所でしているなどわかるけれども、私が普通に生活している中では、全然そういう話がありません。何かもっと身近にあるサークルなど、そこへ出かけて行ってちょっとお話をしてくれるとか、きめ細かな何かあったらいいなと思います。

事務局

日常生活の中で人権を意識することは、非常に少ないと思いますが、私たちが生活する上で、私たちの周りで人権に関わることは沢山ありますので、やはり、それに気付くか気付かないかだと思います。そういう意味でも、こういう教育や啓発、お茶の間人権教育懇談会など少人数での学習会を実施しております。そういったところで、こういったことも人権に関する事なのかなと気付きを持っていただくことが必要でないかと思っております。

委員

今のアンケートの質問しようとするのと違いますが、市がやるアンケートで40%は立派だと思います。アンケートという言葉そのものに難度を示す人はかなりおります。

私は不勉強で、無関心で、お茶懇とか、ハートフルというものにあまり参加したことがありません。そのため内容をよく知らないのですが、これは、メインは同和問題ですか

事務局

同和問題だけに取り組んでいるのではなくて、同和問題も様々な人権課題のひとつとして取り組んでいます。

委員

それは、私みたいに関心も無い、参加もしたことの無い人間がお茶懇とかハートフルと聞いたら、これは同和問題を話しするところだという認識があります。だから、それをまず、払拭するいい方法はないかなと思います。こうしたらいいよという意見があったら、一番いいのですけれど。今までの私の感覚で見ると、これはもう、差別の問題、同和問題だという固定観念がありました。子どもが小学校へ行っている時もやっぱり、そういう教育がされていて、子どもから聞くと、やっぱり差別したらいけないと、差別というのは何なのかと言うと、そういう昔から差別されている人たちがいるので、そういうことを無くさないといけないと、よくそういう風に聞いていました。だから、私も含めて市民の人の受け取り方というのは、これは同和問題を話している場。その当たりの啓発、それを何とかならないかなという気がします。

事務局

お茶の間人権教育懇談会につきましても、また同和問題かと言われる方もおいでます。

しかし、市では同和問題だけでなく、女性や子ども、高齢者など、いろいろな人権問題を扱っています。それを一覧表にして見ていただいて、テーマを決めてもらい実施しております。

委員

何とかそれを皆さんに理解してもらいたいというか、それから始めていかないと、これを見ましても、非常に参加率が低い、人数も少ないということで、皆で考えようということで、今後、周りの人にも広めて行こうということは思います。

まず、とっかかり。ここにいる他の方はそうそうたるメンバーの方がおられるので既にやられている、実践されていると思うんですけど、一般市民、市民公募でなった委員ですので、一般市民目線で話をさせていただきます。

事務局

もう一つよろしいでしょうか。先程、説明した中で、身元調査お断り運動として、市の方でこういうステッカーを作製して配布おります。このステッカーを作製してもう約10年になりますが、皆さん、ご存じでしょうか。

委員

委員の家には市から送られて来ました。

事務局

このステッカーについても、約10年になりますが、知っているという人が、意識調査の中で約20%です。残念ながら、まだまだ十分に知られておりません。市政だよりなどで広報や、いろいろな人権の研修会等でも配布して、お知らせしていますが、なかなか、周知されていないというのが現状です。また、これをお配りしても、貼らないという人もいます。約10年になりますので、また、次のデザインも考えて、こういった形でこういったステッカーの配布も進めて行きたいと思いますが、実際に配っても貼ってくれなければ、全然意味が無いものになってしまうのですが、そういったことについて皆さんのご意見があればお聞かせいただけたらと思います。

委員

現実を言いますと、家に貼っていてこれ何と聞かれます。だから、その持つ意味というのが分かって無い人が大半ですね。10人とはいわん、もっと大勢の人から聞かれて説明しました。聞き合わせ、身元調査っていうのが必ずしも差別に繋がるというのではなくて、その人が一所懸命働く人かどうかとか、あの、親はどうかとか、そういうふうな事を含めての聞き合わせというのが、普通の感覚なんでね、それが差別に繋がるという認識を持っている人も少ないのかなと思います。

事務局

身元調査というのは、本来であれば本人から聞くか、本人を見て判断すべきことを、他人から聞いて、その人を判断するというので、差別に繋がる身元調査についてはお断り運動をしています。

委員

他市のことは知りませんが、もともと私の住んでいた所では、そんな習慣がないと思っていましたので、疑っているのかと思ってしまいます。

事務局

身元調査は、少なくなっていますがまだまだあります。個人の意思表示をする意味で、こういったシールを玄関先に貼っていただくようお願いをしています。

委員

それは、聞き合わせに来ても取り合わんようにしてくれという意味合いですね。

事務局

私は身元調査に応じませんよという意思表示も兼ねております。

委員

今、いろいろとお話を聞いていて、昔約34年前に公民館に一番初めに配属になったのですが、そのころの同和問題に対しての意識と、今の皆さん方の感覚が大分もう変わってきたなと改めて感じました。昔は行政としてこの同和問題に対して、それを解決しなければいけないという責務を与えられて、法律的にもそれを解決せんがための法律をつくって、同和問題の解決に取り組んで来ていたのが、過去でございます。それが、今、お話の中では、ある面、それに対して昔と差別そのものの色合いが変わってきたのかなという気持ちを受けたのですが、その背景に、たぶん、その人権に対してのいろいろな事業というものが昔と比べて非常に少なくなった。昔は、公民館で講座をやるということになれば、全部の講座の中に人権に対しての学習が組み込まれていたのだけれども、公民館の講座で人権に取り組む講座が10件も無い。あるいは、お茶懇も一番多い時はおそらく300弱くらい、250か260回くらいのお茶懇があったと思うのが、今90回になっている。その事をどう捉えるか、考えてみてもいいのかなと改めて思いました。公民館で講座が9件ということは半分の公民館は1回もやって無い。その辺をどうするか、もう少しご意見を聞かせてもらえるのであれば、それを参考にさせていただければと思うのですが。

もう1つ思うのは、高校生くらいと結構、話す機会がありますが、全然感覚が違います。もう、その辺が世代的なギャップもあるのかなと思いますが、その辺なんかも、もしご存じの方があったら教えていただけたらありがたいと思います。

委員

いろいろお話を聞かせていただいているのですが、地域によってお茶懇や地区懇を全然やっていない、全然参加していないとおっしゃっていましたが、私は萩生治良丸で11号線より上に住んでいますが、老人クラブとして校区のお茶懇を毎年1回はしています。もう一つは学校関係ですね。中学校とか、校長先生が来られて、地区懇ですかね、いわゆる、自治会単位での懇談会をやっております。そうすれば、よく同和問題、人権ですね、広く女性差別であるとか、子どもの差別であるとか、高齢者の差別であるとか、

いろいろな差別についての現状といいますか、全国的なものから始まっていろいろな話
がされて、今こんな問題があるよということが、それに参加することによって知り、こ
ういう差別したらいけないとか、そういう意識が自然にそこに参加することによって芽
生えます。懇談会の中でお互いに意見を交換し、勉強になり、現状がわかります。そん
なことで、地域によっては、やっているところ、やっていないところがあるのではない
かと思いますが、いろんな資料とかいただきますけれども、読むことでそういう人は随
分違いがあるんだろうと思います。

私はやっぱり、広く全体に知らずとか、知って何か行動を起こそうとすれば、やっぱ
り共通の場づくりというか、そういうものがないといけないと思います。

今年、ハートフル新居浜に参加すると、近くの子どもさんが少年少女合唱団に入っ
て、たまたま私の席のすぐ近くに子どもさんを連れて家族が5、6人参加されてお
りまして、よかったねって言ったりしましたが、同和問題の話とか、劇とかそれだけでな
く、何かの行事を一緒にして楽しめる、行ってよかったと言えるような形での講演とか
を考えるといいと思います。また行きたいと思えるような雰囲気だったので良かったと
思います。

事務局

市の事業も公民館は大人だけとか、学校は子どもだけとかいうのでなくて、学校では、
地域の方とか、公民館等にも呼び掛けをして、学校の人権教育にも参加していただ
いています。そういう子どもと大人が交流できるような人権教育・啓発、そういったもの
も今後どんどん考えていく必要があると考えています。

先だって指導員が人権カルタというのをを使って、お茶の間人権教育懇談会をしま
した。若宮公民館の3世代交流でカルタを使って、子どもたちと大人と一緒にカルタを
したり、人権カルタを作ったり、そういったことをやっていただきました。この人権
カルタは他で作ったカルタですが、子どもたちに新居浜の独自の人権カルタを作
ってもらったかどうかと考えております。

また、高校生に人権カルタを使ってお茶の間人権教育懇談会をして、今度お茶の
間人権教育懇談会を受けていただいた高校生が、4月に人権カルタを使って自分
たちでする予定です。4月4日に銅夢にははまでそういった行事もやってくれる
ようになっています。

そういった形で、大人と子どもが交流できるような啓発事業を、今後広めて
行きたいと思っています。

委員

公民館はやらんとかいうのは無くしませんか。年に1回はやるような呼びかけを
しませんか。

事務局

人権教育協議会新居浜支部の中に、公民館館長さんも入っていただ
いております。そ

の社会教育部会では、人権教育を各公民館必修の事業として位置付けしております。そういう形で、各公民館の方へも呼びかけをしておりますので、最低でも1回は何か人権に関する事業をしていただけるように、今後公民館の方へも呼びかけをしていきたいと思えます。

委員

先程、世代のギャップという話があったのですが、最近の子っていうのは、見ていたら、非常に想像力がないというか、こういうことをしたら人はどういうふうになるのか、痛みがわからないのか、本当に悪気じゃなくて、ポロッと何か差別的な言葉を言ったりとかして、ぎょっとすることがありますけれども、全く悪気がなくて、その言葉がポロッと出てくるのが非常に怖かったりすることがあります。

そういうことが結局、人権の問題っていうのは、人の痛みがわからないというところ、それが高齢者であろうが、児童であろうが、女性だろうが、同じだと思うのですが、その想像力が無くなってきた事っていうのを、世の中の傾向じゃないかなと思うので、そういうところを子どもたちもみんながそうになっているわけではなくて、何かひとつあった時、実感があった時には、わーっとそこに入って行けたりするのでは。例えば、私たちの所でも平成16年に水害があった時にボランティアセンターがあったのですが、その時に高校生とかが、すごい働きをしてくれたりとか、ひとつ、ああ、大変だなとか辛いんだなということに共感ができた時にはすごくそこに入っていけるっていうようなところに若さっていうのがあるので、何かきっかけ、実感ができるようなきっかけを仕掛けることができるかというのかなって具体的な話ではないけれど、そんな風に思えます。

委員

やっぱり、意識改革が必要だと思います。固定観念の強い方を巻き込んで、勉強していける場があれば、皆さん考えると思いますけれども、やっぱり一部の方が頑張っているのに、それが分かってもらえないのが残念です。

事務局

今朝新聞に脳性まひの方の記事があったのですが、自分から出て行って子どもたちとふれあって、障がい者が普通に生活できる社会になるように、自分の存在を子どもに知らせるために活動していると記事が出ていました。障がい者との交流をすることによって、人権に関する問題も少しずつ解消できればと思います。

委員

先程、今の若い人の話が出ていたのですが、さっき紹介した人権のカルタ、今度4月4日にするのですが、そこで取り組んでいてくれるのが、May（メイ）という新居浜東高の高校生、主に女性のメンバーですが、彼女たちが取り組んでいる事業です。その事業は地域のいろんな人と繋がりをつくって、関係性をつくるためのイベントを銅夢にはまでやろうとしています。そういう中で人権というものに対して広く高校生から逆に我々大人に呼びかけてくれるような場、一緒に考えられるような場が出

来たら確かに変わっていくのかなと感じています。

彼女たちは非常に前向きで、大人サイドは補助金の申請を勧めましたが、彼女らはお金を貰ったら自分の値打ちが下がる。バザーをして資金を集めている人々に協力してもらいながらこの事業を続けていきたいと話をしていました。そういう感覚を持った若い人間が我々にメッセージを送ってくれていますので、もし、お時間があつたら足を運んでいただけたらと思います。

委員

関わることで感じる事がいっぱいあると思うので、コットンという福祉の店でボランティアをしていますけれども、障がいのある方が店番をしています、すごく明るく接客しているので、声をかけて話あって知ることから始まる関わりがあるといいなと思います。

会長

それでは、議題（４）その他に移りたいと思います。先程もたくさんのご意見、ご質問が出たと思うのですが、せつかくの機会ですので、皆様、何かありましたら、何でもかまいません。何かありませんか。

委員

PRになりますが、５月１０日１０時からマリンパークで障がいのある人と一緒に遊ぼうという催しがあります。グループはひまわり号で、来ていただいたら何かしらの機会になるかなと思います。

会長

みなさまのご協力によりまして、本日予定しておりました議題につきましては、全て審議を終了することができました。以上をもちまして、本日の会議を閉会したいと思います。ありがとうございました。